

# 1 通年会期制

## 【1-1】通年会期制を採用している市

(平成26年12月31日現在)

	通年会期制を 採用している	通年会期制を 採用していない
5万人未満 (262市)	6市 2.3%	256市 97.7%
5～10万人未満 (267市)	5市 1.9%	262市 98.1%
10～20万人未満 (156市)	3市 1.9%	153市 98.1%
20～30万人未満 (45市)	2市 4.4%	43市 95.6%
30～40万人未満 (26市)	2市 7.7%	24市 92.3%
40～50万人未満 (23市)	1市 4.3%	22市 95.7%
50万人以上 (14市)	0市 0.0%	14市 100.0%
指定都市 (20市)	2市 10.0%	18市 90.0%
全市 (813市)	21市 2.6%	792市 97.4%

## 【1-2】平成25年中に開会した通年会期制の採用状況

(平成26年12月31日現在)

都道府県	市区名	人口 段階	根拠規定 (地方自治法)	採用の時期	平成25年中に開会した通年議会について		
					会期	会期 日数	本会議 日数
北海道	根室市	A	第102条 第2項	平成25年9月	平成25年9月18日～ 平成26年8月29日	346日	17日
新潟県	柏崎市	B	第102条の2 第1項	平成25年5月	平成25年5月1日～ 平成26年4月30日	365日	25日
石川県	白山市	C	第102条 第2項	平成25年9月	平成25年9月5日～ 平成26年2月28日	177日	8日
愛知県	豊明市	B	第102条 第2項	平成24年5月	平成25年5月16日～ 平成26年4月28日	348日	29日
三重県	四日市市	E	第102条 第2項	平成23年5月	平成25年5月14日～ 平成26年4月30日	352日	31日
大阪府	大阪狭山市	B	第102条 第2項	平成25年5月	平成25年5月14日～ 平成26年4月30日	352日	20日
滋賀県	大津市	E	第102条 第2項	平成25年6月	平成25年6月3日～ 平成26年4月30日	332日	32日
徳島県	小松島市	A	第102条の2 第1項	平成25年9月	平成25年9月1日～ 平成26年4月30日	242日	14日
徳島県	三好市	A	第102条の2 第1項	平成25年12月	平成25年12月2日～ 平成26年4月15日	135日	13日
長崎県	壱岐市	A	第102条 第2項	平成24年1月	平成25年1月24日～ 平成25年8月6日	195日	12日
					平成25年8月8日～ 平成25年12月19日	134日	12日

【1-3】平成26年中に開会した通年会期制の採用状況

(平成26年12月31日現在)

都道府県	市区名	人口段階	根拠規定 (地方自治法)	採用の時期	平成26年中に開会した通年議会について		
					会期	会期日数	本会議日数
北海道	根室市	A	第102条第2項	平成25年9月	平成26年9月19日～平成27年8月31日	347日	11日
岩手県	滝沢市	B	第102条第2項	平成26年1月	平成26年1月15日～平成26年12月25日	345日	27日
福島県	福島市	D	第102条の2第1項	平成26年8月	平成26年8月12日～平成27年7月30日	353日	13日
新潟県	柏崎市	B	第102条の2第1項	平成25年5月	平成26年5月1日～平成27年4月30日	365日	18日
石川県	金沢市	F	第102条第2項	平成26年6月	平成26年6月9日～平成27年3月25日	290日	19日
石川県	白山市	C	第102条第2項	平成25年9月	平成26年3月4日～平成27年2月27日	361日	18日
東京都	文京区	D	第102条第2項	平成26年5月	平成26年5月15日～平成27年4月30日	351日	17日
東京都	荒川区	C	第102条第2項	平成26年5月	平成26年5月12日～平成27年4月30日	354日	11日
神奈川県	相模原市	H	第102条第2項	平成26年2月	平成26年2月19日～平成26年12月22日	307日	30日
茨城県	常総市	B	第102条の2第1項	平成26年5月	平成26年5月1日～平成27年4月30日	365日	17日
愛知県	豊明市	B	第102条第2項	平成24年5月	平成26年5月16日～平成27年4月28日	348日	23日
三重県	四日市市	E	第102条第2項	平成23年5月	平成26年5月14日～平成27年4月30日	352日	24日
三重県	鳥羽市	A	第102条の2第1項	平成26年5月	平成26年5月8日～平成27年4月30日	358日	17日
大阪府	大東市	C	第102条第2項	平成26年4月	平成26年4月1日～平成27年3月24日	358日	20日
大阪府	大阪狭山市	B	第102条第2項	平成25年5月	平成26年5月14日～平成27年4月30日	352日	15日
京都府	京都市	H	第102条第2項	平成26年4月	平成26年4月16日～平成27年3月20日	339日	19日
滋賀県	大津市	E	第102条第2項	平成25年6月	平成26年5月19日～平成27年4月30日	347日	20日
徳島県	小松島市	A	第102条の2第1項	平成25年9月	平成26年5月1日～平成27年4月30日	365日	17日
徳島県	三好市	A	第102条の2第1項	平成25年12月	平成26年5月9日～平成26年11月30日	206日	11日
					平成26年12月1日～平成27年11月30日	365日	4日
高知県	土佐清水市	A	第102条第2項	平成26年1月	平成26年1月21日～平成26年9月6日	229日	13日
					平成26年9月12日～平成26年12月24日	104日	11日
長崎県	壱岐市	A	第102条第2項	平成24年1月	平成26年1月27日～平成26年12月19日	327日	30日

本会議日数は、会期の始まりから本調査の調査対象終了日(平成26年12月31日)までの日数である。